

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
放射線障害予防規程

〔平成16年4月19日〕
規程第107号

改正 平成18年1月27日規程第10号
改正 平成21年3月31日規程第88号
改正 平成22年3月31日規程第28号
改正 平成25年3月25日規程第15号
改正 平成31年3月28日規程第26号
改正 令和元年7月24日規程第1号
改正 令和2年1月30日規程第4号
改正 令和4年6月24日規程第54号
改正 令和5年7月21日規程第31号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「RI法」という。）第21条第1項、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「規制法」という。）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）の規定に基づき、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）における放射線発生装置並びに放射性物質の取扱いについて必要な事項を定めることにより放射線障害の発生を防止し、もって機構内及び公共の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において用いる用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「放射線」とは、原子力基本法（昭和30年法律第186号。以下「基本法」という。）第3条第5号に規定するものを含むすべての電離放射線をいう。
- (2) 「放射線発生装置」とは、RI法第2条第4項に規定するもののほか、機構長の指定するものをいう。
- (3) 「放射性同位元素」とは、RI法第2条第2項に規定するもののほか、機構の指定するものをいう。
- (4) 「放射性物質」とは、放射性同位元素、核原料物質及び核燃料物質をいう。
- (5) 「放射化物」とは、放射線発生装置の運転に伴い発生装置構造体等に誘導された放射能を有する物をいう。

- (6)「放射性物質等」とは、放射性物質、放射性物質によって汚染された物及び放射化物をいう。
- (7)「放射線取扱施設」とは、RI 法第 3 条第 2 項第 5 号から第 7 号までに規定する使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設並びに附属設備をいう。
- (8)「核燃料物質取扱施設」とは、規制法第 5 2 条第 2 項第 7 号から第 9 号までに規定する使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設並びに附属設備をいう。
- (9)「放射線施設」とは、放射線又は放射性物質等の取扱いを伴う施設をいい、放射線取扱施設と核燃料物質取扱施設を含む。
- (10)「管理区域」とは、放射線管理の便のため設けられる区域であつて、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和 3 5 年総理府令第 5 6 号。以下「RI 法施行規則」という。）第 1 条第 1 号に規定する管理区域及び核燃料物質の使用等に関する規則（昭和 3 2 年総理府令第 8 4 号。以下「核燃使用規則」という。）第 1 条第 2 号に規定する管理区域を含む。
- (11)「周辺監視区域」とは、放射線管理の便のため管理区域の周辺に設けられる区域であつて核燃使用規則第 1 条第 3 号に規定する周辺監視区域を含む。
- (12)「管理区域等」とは、管理区域及び周辺監視区域をいう。
- (13)「一般区域」とは、機構敷地内にあり、管理区域等に含まれない区域をいう。
- (14)「空間線量率」とは、外部放射線による実効線量率をいう。
- (15)「放射線作業」とは、管理区域内での作業及び放射性物質等の取扱いをいう。
- (16)「放射線業務従事者」とは、RI 法施行規則第 1 条第 8 号に規定する放射線業務従事者、核燃使用規則第 1 条第 4 号に規定する放射線業務従事者及び安衛法施行令別表第 2 に規定する放射線業務に従事するものを含み、放射線作業に従事することを機構長が認めた者をいう。

(適用)

第 3 条 この規程は、機構の職員及び機構に来訪するすべての者に適用する。

2 この規程の適用を受ける者は、この規程を守らなければならない。

(他の規程との関係)

第 4 条 放射線障害の防止については、この規程に定めるもののほか、次の各号に掲げる規程等その他保安に関する規程の定めるところによる。

- (1)大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 安全衛生管理規程
- (2)大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 計量管理規程
- (3)大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 放射線安全審議委員会規程

(細則等の設定)

第 5 条 法及び本規程に定める事項の実施について、次の各号に掲げる事項の運用基準等を定めるものとする。

- (1)放射線障害予防規程実施細則（以下「細則」という。）
- (2)エックス線装置等取扱規則

(3)放射性物質取扱要領

第2章 組織及び職務

(機構長)

- 第6条 機構長は、放射線発生装置及び放射性物質等による放射線障害の発生の防止に必要な措置の実施について総括する。
- 2 機構長は、放射線障害の発生防止のための重要な基本方針及び基準を設定し、又は変更するときは、別に設置された高エネルギー加速器研究機構放射線安全審議委員会（以下「審議委員会」という。）の意見を聞くものとする。
 - 3 機構長は、機構の職員、総合研究大学院大学学生、特別共同利用研究員、日本学術振興会特別研究員、日本学術振興会外国人研究員、短期海外招聘研究員及びその他の者で機構長が特に認めたもの（以下「職員等」という。）について、放射線業務従事者としての認定を行うものとする。
 - 4 機構長は、前項に掲げる者以外の者について、機構における放射線作業従事の可否を判断するものとする。
 - 5 機構長は、RI法第12条の9の規定に基づき、放射線取扱施設についての定期検査を受けなければならない。
 - 6 機構長は、第8条に規定する放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）が同条第3項の規定に基づいて行う助言、勧告を尊重しなければならない。
 - 7 機構長は、RI法第36条の2の規定に基づき、主任者に定期講習を受けさせなければならない。
 - 8 機構長は、RI法第42条の規定に基づき、放射線管理状況報告書を翌年度の6月末までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

(所長等)

- 第7条 研究所の所長、研究施設の施設長、拠点の拠点長及び管理局長（以下「所長等」という。）は、その管理下にある放射線施設について、放射線障害の発生の防止に必要な措置を講ずるものとする。
- 2 所長等は、放射線施設を設置又は変更したときは、機構長に報告するとともに、使用の手順・手続を定め、使用に携わる者に対し、必要とされる教育をあらかじめ施すとともに、それを記録し、保管しなければならない。

(主任者)

- 第8条 放射線発生装置及び放射性物質等による放射線障害の発生の防止について監督を行わせるため、RI法第34条の規定に従い、機構に主任者を置く。
- 2 主任者は、第1種放射線取扱主任者の資格を有する機構の職員のうちから機構長が任命する。
 - 3 主任者は、放射線発生装置及び放射性物質等による放射線障害の発生の防止に必要な措置について、機構長に助言又は勧告を行う。

- 4 主任者は、放射線安全に関する教育・訓練を行う。
- 5 主任者は、主任者の業務について年度毎に報告書を作成し、翌年度の6月末日までに機構長に提出しなければならない。
- 6 主任者の旅行、疾病その他の事故の場合にその職務を代行させるために主任者の代理人（以下「代理人」という。）を置く。代行時の代理人の職務及び権限は主任者の職務及び権限とする。
- 7 代理人は、第1種放射線取扱主任者の資格を有する機構の職員のうちから機構長があらかじめ任命する。代理人について、人事異動、退職等により職務ができない場合には、機構長が解任する。

（放射線管理室）

第9条 放射線発生装置及び放射性物質等の取扱いによる放射線障害防止のための実務（以下「放射線管理」という。）を行うため放射線管理室（以下「管理室」という。）を置く。

- 2 管理室の室員は、管理室の業務に関し必要な知識及び技能を有する機構の職員のうちから機構長が任命する。
- 3 管理室に室長を置き、第1種放射線取扱主任者の資格を有する室員のうちから主任者の意見を得て機構長が任命する。
- 4 室長は、室員を指揮し、管理室の業務を掌理する。
- 5 室長は、管理室の業務について年度毎に報告書を作成し、翌年度の6月末日までに主任者を經由して機構長に提出しなければならない。
- 6 室長の旅行、疾病その他の事故の場合にその職務を代行させるために室長の代理人を置く。
- 7 室長の代理人は、第1種放射線取扱主任者の資格を有する室員のうちから室長の推薦に基づき主任者の同意を得て機構長が任命する。

（管理室の業務）

第10条 管理室は、次の業務を行う。

- (1)主任者の職務の補助
- (2)管理区域及びその周辺における放射線及び放射能の監視（以下「空間管理」という。）
- (3)管理区域へ立ち入る者の被ばくにより受ける線量の監視（以下「被ばく管理」という。）
- (4)管理区域への出入管理（以下「出入管理」という。）
- (5)放射性物質等の管理
- (6)放射線安全管理に関する技術指導・助言
- (7)放射線安全管理に関する事務

（管理区域責任者）

第11条 管理区域を数区の地域に区画し、それぞれに管理区域責任者（以下「区域責任者」という。）を置く。

- 2 区域責任者は、第1種放射線取扱主任者の資格を有する室員のうちから室長の推薦に基づき主任者の同意を得て機構長が任命する。

3 区域責任者は、管理室の業務のうち、当該区域に係る次の業務を担当する。

(1)空間管理

(2)出入管理

(3)放射性物質等の管理

4 区域責任者は、前項各号の業務について記録し、これを保存するとともに、必要に応じ室長に報告しなければならない

(管理区域副責任者)

第12条 区域責任者の業務を補佐するため、必要に応じて管理区域副責任者（以下「区域副責任者」という。）を置くことができる。

2 区域副責任者は、放射線取扱主任者の資格を有する室員のうちから室長の推薦に基づき主任者の同意を得て機構長が任命する。

(放射線発生装置の管理責任者)

第13条 機構長は、放射線発生装置を管理させるために各装置ごとに管理責任者（以下「装置責任者」という。）を置く。

2 装置責任者は、当該装置に係る所長等及び主任者の同意を得て機構長が任命する。

3 装置責任者は、機構長により示されている使用の条件を逸脱して放射線発生装置を使用し、又は使用させてはならない。

4 装置責任者は、機構長の許可なく放射線発生装置を改造し、又は改造させてはならない。

5 装置責任者は、定められた標識等を放射線発生装置またその付近の見やすい場所に表示しなければならない。

6 装置責任者は、放射線発生装置の安全管理設備の点検、保守の手順、手続きを定め、点検、保守に携わる者に対し必要とされる教育をあらかじめ施すとともに、それを記録し、保管しなければならない。

7 装置責任者は、放射線発生装置の使用、点検について記録し、保管するとともに、当該所長等に速やかに報告するものとする。

(放射性物質等の管理責任者)

第14条 放射性物質等の管理責任者は、室長とする。

2 室長は、放射性物質等の使用、保管の状況について1年に1回以上定期的に点検し、その結果を記録し、保管するとともに主任者に速やかに報告するものとする。

(放射線担当者)

第15条 第11条に定める区域責任者の業務を補佐し、第13条に定める装置責任者との連絡、調整を担当させるため、放射線担当者を置くものとする。

2 放射線担当者は、装置責任者の意見を聞いて当該所長等が指名する。

第3章 放射線施設の設置及び使用

(設置、使用に係る許可)

第16条 放射線施設を設置又は変更しようとするときは、機構長の許可を得なければならない。

- 2 機構長は、放射線施設の設置又は変更を企画する場合にあつては、審議委員会の意見を求めるものとする。ただし、機構長が軽微な変更と判断した場合には審議委員会の機構委員で機構長の指名する者から成る小委員会又は主任者の意見を求めることに代えることができるものとする。

(放射性物質等の取扱い)

第17条 機構内における放射性物質等の取扱いについては、放射性物質取扱要領によるものとする。ただし、核原料物質及び核燃料物質の取扱いについては、別に定める計量管理規程によるものとする。

第4章 放射線施設の維持及び管理

(維持及び管理)

第18条 整備管理課長は、放射線施設に係る建築物の維持管理に当たるものとする。

- 2 整備管理課長は、放射線施設に係る排気・排水設備等で機構長の指定するものの維持管理に当たるものとする。
- 3 前項に掲げるもの以外の放射線施設に係る設備については、当該所長等がその維持管理に当たるものとする。
- 4 前3項の放射線施設の維持管理のうち定期に行う点検は、1年に1回以上行うものとし、その点検項目は別に定める放射線障害予防規程実施細則によるものとする。
- 5 装置責任者は、放射線発生装置を初めて使用する時、又は使用の方法を大幅に変更したときは、装置及び付帯設備の異常の有無を点検し、性能の確認をしなければならない。

第5章 管理区域

(管理区域等の設定基準)

第19条 管理区域及び周辺監視区域の設定は、次の基準によるものとする。

(1)管理区域

3ヶ月あたり1.3ミリシーベルトを超える実効線量を受けるか、空气中放射能濃度(以下「空气中濃度」という。)がRI法施行規則第1条第12号に規定する濃度限度の10分の1を超えるか、又は人が触れる物の表面の放射性同位元素の密度(以下「表面密度」という。)がRI法施行規則第1条第13号に規定する限度の10分の1を超えるおそれのある区域

(2)周辺監視区域

四半期あたり150マイクロシーベルトを超える実効線量を受けるおそれのある区域

(管理区域等の設定)

第20条 管理区域等の設定は、主任者が行うものとする。

- 2 主任者は、管理区域等を設定し、又は解除したときは、その旨を機構内に公示するものとする。

る。

3 室長は、定められている標識等を見易い場所に掲示するほか、必要な設備を設けるものとする。

第6章 空間管理

(管理区域の区分)

第21条 放射線管理の便のため管理区域の内部を次の基準に従って区分する。

(1) 立入禁止管理区域

空間線量率が1時間平均で100ミリシーベルトを超えるか、又はそのおそれのある区域

(2) 立入制限管理区域

ア 空間線量率が1時間平均で20マイクロシーベルトを超えるか、又はそのおそれがあり、1時間平均で100ミリシーベルト以下になるよう監視される区域

イ 空气中濃度がRI法施行規則第1条第12号に規定する濃度限度の10分の1を超えるか、又は表面密度がRI法施行規則第1条第13号に規定する濃度の10分の1を超えるか、あるいはそれらのおそれのある区域（以下「汚染管理区域」という。）

(3) 一般管理区域

立入禁止管理区域、立入制限管理区域の何れにも該当しない管理区域

2 管理区域の区分は、室長が行う。

(空間管理の基準)

第22条 室長は、放射線・放射能レベルを、次の基準に基づいて管理するものとする。

(1) 周辺監視区域

ア 空間線量率

1週間平均で毎時1.5マイクロシーベルト以下

イ 空气中放射能濃度

RI法施行規則第1条第12号に規定する濃度限度の1/10以下

ウ 表面密度

RI法施行規則第1条第13号に規定する密度限度の1/10以下

(2) 管理区域等と一般区域との境界

空間線量率

四半期平均で毎時200ナノシーベルト以下

(敷地境界に対する管理基準)

第23条 機構の敷地境界における空間線量率、空气中及び水中放射能濃度の管理基準は、自然放射線による空間線量率及び自然放射能による放射能濃度と比較して無視できる程度とする。

(空間管理のための測定)

第24条 室長は、前2条に規定する管理を行うに際し、放射線の量又は放射性同位元素による

汚染の状況を知るために最も適した測定場所において空間線量率、空気中及び水中放射能濃度並びに表面密度を測定し、その結果を記録し保存しなければならない。

- 2 前項の測定の方法、場所及び頻度は、RI 法施行規則第20条第1項に基づき、室長が定める。
- 3 空間線量率の測定は、特に主任者が指示する場合を除き、1センチメートル線量当量率について放射線測定器を使用して行う。

(測定機器の点検校正)

第25条 室長は、放射線管理のための測定機器の信頼度維持を図るため、これらについて、定められた頻度で点検校正を行い、記録保管しなければならない。

第7章 被ばく管理

(放射線業務従事者に対する管理基準)

第26条 放射線業務従事者に対する被ばく管理は、実効線量及び等価線量について行うものとし、その管理基準は、第28条に規定する緊急時を除き、次のとおりとする。

(1)実効線量

ア 4月1日を始期とする1年間(以下「1年」という。)につき20ミリシーベルトを超えないこと。

イ 女子については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする3月間に2ミリシーベルトを超えず、かつ、1年につき6ミリシーベルトを超えないこと。

ウ 妊娠の意志のない旨を書面で申し出た女子については、前項の規定を適用しないこと。

エ 妊娠中である女子の内部被ばくについては、本人の申し出た日から出産までの期間につき1ミリシーベルトを超えないこと。

(2)等価線量

ア 妊娠中である女子の腹部表面については、本人の申し出た日から出産までの期間につき2ミリシーベルトを超えないこと。

イ 眼の水晶体

5年間につき100ミリシーベルト及び1年につき50ミリシーベルトを超えないこと。

ウ 皮膚

1年につき300ミリシーベルトを超えないこと。

(放射線業務従事者でない者に対する管理基準)

第27条 放射線業務従事者でない者に対する被ばく管理は、実効線量について行うものとし、その管理基準は、年齢、性別に関わりなく、1作業につき100マイクロシーベルトを超えないものとする。

(緊急時の管理基準)

第28条 機構長が必要と認めた緊急時の作業に従事する者の被ばく管理の基準は、従事は生

涯に1回限りとし、実効線量は、100ミリシーベルトを、目の水晶体の等価線量は300ミリシーベルトを、皮膚の等価線量は1シーベルトを超えないこととする。

(被ばく管理のための測定)

第29条 室長は、管理区域に立ち入る者について、RI 法施行規則第20条第2項に規定する放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定を行い、その結果を記録するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 測定の方法は、主任者が特に指示する場合を除き、RI 法施行規則第20条第2項及び第3項に規定するところによるものとする。

3 測定の結果は、毎月1日を始期とする1月間について集計算定するものとする。

4 記録の方法は、主任者が特に指示する場合を除き、RI 法施行規則第20条第4項に規定するところによるものとする。

第8章 出入管理

(管理区域への立入り)

第30条 管理区域等に立ち入るときは、次表の区分に従って区域責任者の許可を受け、又は区域責任者に届出なければならない。

区域	放射線業務従事者		放射線業務従事者 以外のもの
	外 来 業 者 を 除 く 放射線業務従事者	外来業者	
立入制限管理区域	許可	許可	許可
一般管理区域		許可	許可
周辺監視区域			届出

2 放射線業務従事者以外の者が、見学等の目的で管理区域に立ち入るときは、放射線業務従事者の立会い又は引率を受けるものとする。

3 前2項にかかわらず、RI 法施行規則22条の3の規定に基づき放射線発生装置の停止期間が7日以上であるときは、空間線量率、空气中濃度及び表面密度が第19条の管理区域の基準を超えないことを主任者が事前に確認し、必要と認める場合には、放射線発生装置に係わる管理区域への立ち入りの手続きを要しないものとする。

(個人線量計等の着用)

第31条 放射線業務従事者が管理区域等に立ち入るときは、指定された個人線量計を指定された部位に着用しなければならない。

2 放射線業務従事者以外の者が管理区域等に立ち入るに際し、個人線量計の着用を当該区域責任者に指示されたときは、これを着用しなければならない。

3 管理区域へ立ち入るに際し防護具の着用を指示されたときは、これを着用しなければならない。

(立入制限管理区域への出入)

第32条 立入制限管理区域においては、飲食又は喫煙してはならない。

- 2 汚染管理区域から退出しようとする者は、当該区域責任者の指示等に従って処置しなければならない。
- 3 汚染管理区域及び室長の指定する区域から物品を持ち出そうとする者は、当該区域責任者の承認を得なければならない。

(立入禁止管理区域への出入)

第33条 立入禁止管理区域においては、緊急時の措置などのため機構長が指示する場合を除き、立ち入って作業してはならない。

第9章 放射線作業従事

(放射線作業従事)

第34条 職員等は、機構長により放射線業務従事者として認定されない限り放射線作業に従事してはならない。

- 2 前項の放射線業務従事者として認定される必要があると、その者の属する所長等が判断するときは、機構長に願い出るものとする。
- 3 放射線業務従事者として認定された者が、機構以外の施設で放射線作業に従事しようとするときは、機構長の許可を得なければならない。
- 4 放射線業務従事者として認定された者が、作業従事を休止する場合、並びに復帰する場合には、室長へ届けなければならない。
- 5 放射線業務従事者として認定された者が、作業従事を中止する場合には、室長へ届けなければならない。
- 6 職員等以外の者が、機構において放射線作業に従事しようとするときは、機構長の許可を得なければならない。

(放射線作業責任者)

第35条 放射線作業を行うときは、作業を行う者のうちから放射線作業責任者を定めなければならない。

- 2 前項の放射線作業責任者は、機構の職員、共同利用実験責任者でなければならない。
- 3 放射線作業責任者は、放射線作業開始に先立ち、作業の内容及び放射線障害が発生することを防止するために必要な事項を、作業に従事する者に説明しなければならない。
- 4 職員等が日常業務の一環として従事する放射線作業については、必要に応じ所長等があらかじめ放射線作業責任者を指定しておくものとする。

(緊急時の放射線作業)

第36条 緊急時の放射線作業従事については細則に定めるところによる。

第11章 健康診断

(健康診断)

第37条 放射線業務従事者として認定を受けようとする者及び認定を受けた者は、次の各号に定める時期に医師による健康診断（以下「健康診断」という。）を受けなければならない。

(1)初めて管理区域に立ち入る前

(2)前号により管理区域に立ち入った後は1年を超えない期間ごと

2 前項で健康診断の方法は、問診及び検査又は検診とする。

(1)問診は、次の事項について行う

ア 放射線の被ばく歴の有無

イ 被ばく歴を有するものについては、作業の場所、内容、期間、前年度及び当該年度における線量、放射線障害の有無、その他放射線による被ばくの状況

(2)検査又は検診は、次の部位及び項目について行う。ただしアからウまでの部位又は項目（第1項第1号に係わる健康診断にあつては、ア及びイの部位又は項目を除く。）については、医師が必要と認める場合に限る。

ア 血液

イ 皮膚

ウ 眼

3 放射線業務従事者又はその他の者が次の一に該当するとき、又は機構長が指示する場合は、医師による健康診断を受けなければならない。

ア 放射性物質を誤って吸入摂取し、又は経口摂取したとき

イ 放射性物質により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去できないとき

ウ 放射性物質により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれがあるとき

エ 実効線量限度または等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのあるとき

4 職員等以外の者の健康診断は、その所属機関においてこれを行うものとする。ただし、前項3に規定する場合を除く。

(健康診断の結果とその措置)

第38条 機構長は、健康診断の結果の記録作成、保存をする。

2 機構長は、前項の記録の写しを受診者本人に交付するものとする。

3 機構長は、健康診断の結果に基づいて異常が発見されたときは、その者の属する所長等及び主任者に通知するとともに必要な措置を講ずるものとする。

4 機構長は、健康診断の結果に基づいて医師が勧告を発した場合には、これを尊重しなければならない。

第12章 教育訓練

(教育訓練の実施)

第39条 主任者は、放射線業務従事者として認定された者及び機構長が必要と認めた者に対し、この規程の周知その他の放射線障害の防止のための教育及び訓練を実施しなければならない。

ない。

2 前項の規定による教育及び訓練については、次の各号に定める。

(1)実施時期は、次のとおりとする。

ア 初期教育訓練：初めて管理区域に立ち入る前（ただし、初めての放射線作業従事が下限数量を超えない密封されていない放射性同位元素を管理区域外で取り扱う場合は、初めて放射線作業に従事する前）

イ 再教育訓練：前回の教育及び訓練を行った日の属する年度の翌年度の開始の日から1年以内

(2)前号に規定する者に対する教育及び訓練は、次に定める項目について実施すること。

ア 放射線の人体に与える影響

イ 放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い

ウ 放射性同位元素等の規制に関する法令及び放射線障害予防規程

3 前項の規定にかかわらず前項第2号に掲げる実施項目に関して十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、主任者は、放射線障害予防規程実施細則に定める省略基準に基づき教育及び訓練の一部又は全部を省略することができる。この場合において、主任者は、対象者の教育訓練受講記録に省略した理由を記載しなければならない。

4 管理区域に一時的に立ち入る者（RI 法施行規則第22条の3第1項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に一時的に立ち入る者を含まない。）に対しては、放射線業務従事者が放射線障害の発生を防止するために必要な教育を実施し、立ち入り及び教育に係る記帳並びに監督を行わなければならない。

5 RI 法施行規則第22条の3第1項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に一時的に立ち入る者に対しては、放射線業務従事者が放射線障害の発生を防止するために必要な教育を実施し、立ち入り及び教育に係る記帳を行わなければならない。

6 教育及び訓練の時間数その他教育及び訓練の実施に関し必要な事項については、細則に定める。

(教育訓練受講の義務)

第40条 放射線業務従事者は、主任者による教育及び訓練又は主任者の認める教育訓練を受けなければ放射線作業に従事してはならない。ただし、放射線障害の防止に関し、十分な知識及び技能を有していると主任者が認める場合は、放射線障害予防規程実施細則に定める省略基準に基づき教育及び訓練の一部又は全部を省略することができる。

2 主任者が特に必要と認めたときは、放射線業務従事者は、主任者の指定する教育訓練を受けなければならない。

3 放射線作業に従事するときは、放射線作業責任者が第35条第3項の規定に従い行う説明を事前に受けなければならない。

第13章 管理基準を超えたときの措置

(空間管理における措置)

第41条 室長は、監視する空間線量率又は空气中濃度あるいは表面密度が第22条及び第2

3条に規定する管理基準を超えたときは、細則に定める措置を講ずるとともに主任者に報告しなければならない。

(個人管理における措置)

第42条 機構長は、第26条に規定する管理基準を超えて被ばくを受けた者又はそのおそれのある者に対し、その程度に応じ、主任者の意見に基づいて放射線作業従事の停止又は制限等の適切な措置を講じなければならない。

第14章 異常想定事象発生時及び事故時の応急の措置

(異常想定事象発生時の応急の措置)

第43条 放射線障害の発生につながるおそれのある異常想定事象が発生した場合は、次の措置を講じなければならない。

- (1) 異常想定事象発生を発見した者は、速やかに管理室に通報すること。
- (2) 室長は、前号の通報を受け、異常想定事象発生を確認したときは、直ちに主任者に報告し、その指示を受けること。
- (3) 主任者は、前号の報告を受けた場合において、放射線障害の発生につながるおそれがあると判断したときは、放射線発生装置又は放射性物質等の取扱いに関し、装置責任者又は室長に指示を与えること。
- (4) 主任者は、前2号により必要な処置を講じたときは、速やかに機構長に報告すること。
- (5) 主任者は、異常想定事象発生時の措置を講じる際に協力を得る関係機関と連携しなければならない。
- (6) 機構長は、異常想定事象発生時の措置、手順に関する訓練を計画し、当該年度に1回以上実施しなければならない。
- (7) 前各号のほか、放射線障害の発生につながるおそれのある異常想定事象、判断基準、応急の措置の手順及び応急の措置のための機材については、細則に定める。

(事故時又は災害時の措置)

第44条 放射線発生装置若しくは放射性物質等に係る事故又は地震、火災その他の災害を発見した場合は、次の措置を講じなければならない。

- (1) 地震、事故又は火災その他の災害による放射線障害を発見した場合は、障害の拡大防止に努めるとともに、直ちに主任者及び所長等に通報すること。
- (2) 主任者は、前号の通報を受けた場合、放射線発生装置等の使用又は管理区域内への立入りを禁止するなど、災害を防止するための必要な措置を室長及び関係者へ指示すること。
- (3) 主任者は、前号の規定により立入禁止等の措置を指示した場合には、速やかに機構長にその旨報告すること。
- (4) 前各号のほか、具体的な初動の対応については、細則に定める。

(機構外関係機関への報告)

第45条 機構長は、RI 法施行規則第28条の3各号のいずれかに該当する場合には、その旨

を直ちに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に、原子力規制委員会に報告しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、事故等が発生した場合は、その状況に応じ関係官公署の長に報告しなければならない。
- 3 機構長は、事故等の報告を要する放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合には、広報室を通じてホームページに事故の状況及び被害の程度等を掲載することにより公衆や報道機関へ情報提供するとともに、外部からの問合せに対応するため、広報室に問合せ窓口を設置するものとする。
- 4 放射線障害が発生した場合又は放射線障害のおそれがある場合の情報提供の内容については、細則に定める。

(再発防止のための措置)

- 第46条 機構長は、事故又は災害が発生した場合及び前条の報告を行った場合には、関係者から必要な報告を徴し、原因を究明して再発防止のための方策を講ずるものとする。
- 2 機構長は、前項の調査の結果、放射線業務従事者がこの規程に違反したことにより事故又は災害を発生させたことが判明したときは、当該違反者の放射線作業従事の停止など必要な措置をとるものとする。

第15章 記帳及び記録

(記帳)

- 第47条 RI法第25条第1項及びRI法施行規則第24条に規定する記帳は、次の者が行うものとする。
- (1)RI法施行規則第24条第1項第1号のうち、教育訓練に係るもの 主任者
 - (2)RI法施行規則第24条第1項第1号のうち、前号以外のもの 室長若しくは所長等
- 2 前項で指定された者は、RI法施行規則第24条第2項及び第3項の規定に従い帳簿を閉鎖し、事業所内に保管しなければならない。
 - 3 核燃料物質の使用に係る記帳については、本規程に定めるもののほか、別に定める高エネルギー加速器研究機構計量管理規程によるものとする。

(記録の集計及び提出)

- 第48条 室長は、第24条及び第29条に規定する記録について、定められた期間ごとに集計し、定められた期日までに主任者を經由して機構長に提出しなければならない。

(記録の写の交付)

- 第49条 室長は、第24条及び第29条に規定する測定の結果の写しを、測定に係る関係者及びその他必要と認める者に交付するものとする。

(記録の保存期間)

- 第50条 記録の保存期間は、次のとおりとする。

(1)個人に係る被ばく管理及び健康診断等の記録 永久

(2)その他の記録 5年間

2 ただし、第1項1号に係わる記録は5年間保存後、国の指定機関に引き渡す場合は、適用しない。

第16章 雑則

(変更承認申請等に伴う安全確保のための措置)

第51条 変更承認申請等に伴う安全確保のための措置については、細則に定める。

(業務の改善)

第52条 職員等は、放射線利用における安全に関する最新の知見を踏まえ、放射線障害の防止に係る業務の改善に取り組むものとする。

2 所長等は、実施した放射線障害の防止に係る業務について、審議委員会に諮問し、評価を受けなければならない。

3 機構長は、前項の評価に基づき、改善を要する項目が確認された場合、所長等に改善措置を指示するものとする。

4 所長等は、業務の改善活動を実施し、その結果を機構長に報告しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、放射線障害の防止に係る業務の改善に関し必要な事項は細則に定める。

(その他)

第53条 この規程の実施に関し、必要な事項は、機構長が別に定める。

(管理組織)

第54条 この規程に係る管理組織は、別表のとおりとする。

附 則

この規程は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年1月27日規程第10号)

この規程は、平成18年5月12日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日規程第88号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規程第28号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月25日規程第15号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日規程第26号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月24日規程第1号）
この規程は、令和元年8月1日から施行する。

附 則（令和2年1月30日規程第4号）
この規程は、令和2年1月30日から施行する。

附 則（令和4年6月24日規程第54号）
この規程は、令和4年6月24日から施行する。

附 則（令和5年7月21日規程第31号）
この規程は、令和5年7月21日から施行する。

別表

放射線安全管理組織

